

## 第13回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日 時：平成27年3月9日（月） 午後1時30分～

場 所：県庁1002会議室

出 席：倉岡委員、小笠原委員、岩倉委員、菅井委員、沼澤委員

### 【開 会】

### 【委員紹介】

### 【委嘱状交付】

### 【あいさつ】

### 【会長選出】

（委員の互選により倉岡委員が会長に選出された。会長から小笠原委員を会長職務代理者とする指名がなされた。）

### 【会長あいさつ】

（要旨）

個人情報保護に関しては、これまで様々な問題がある。本日は、山形県個人情報保護条例に基づいて、個人情報の提供の制限の例外事由について慎重に審議するので、皆様の忌憚のない意見をお願いしたい。

### 【協 議】

諮問案件「森林施業を行う林業事業体への森林簿等情報の提供」について、配布資料に基づき担当課より説明。

倉岡会長 ただいまの説明について、①県の長期計画がこれまで達成できていない理由  
は何か、②認定事業体の数はいくらか、③森林経営計画の実例について、以上  
3点お尋ねしたい。

担 当 課 ①については、主な原因として、木材需要が低いことと、集約化し森林経営  
計画を作成する人材や技術と経験がある作業人材の不足などが挙げられる。  
②については、37事業体ある。（平成26年7月資料）  
③については、森林経営計画書の記載事項に関して、長期の方針として、単に  
施業についてだけではなく、どのような森林を造っていきたいか等を記載する。  
具体的には、生物多様性の観点、周辺環境に対する配慮等、公益性にも配慮し  
た計画となっていなければ認定を受けられないことになる。  
その他、基本方針に沿って、どのような施業を行っていくのか、例えば、公益  
性に配慮して大面積の皆伐はしないこと、森林の保育作業については適切に行  
うこと、周囲の環境を害さない施業を行うこと等について具体的に計画するこ  
とになる。  
それから、5年間（計画期間）の伐採量について計画し、伐採箇所を具体的に  
図示する。  
例えば、森林を全部伐採するという内容の計画では、山崩れが発生しやすくな  
る等森林の公益性を損なうため、認定されないこととなる。

このように、森林経営計画に基づき森林の適正な維持管理を行うことで、森林の公益的機能の維持増進が図られることになる。

小笠原委員 「氏名」を提供することに関して、最終的には所有者に働きかけて同意をもらうことになるわけだが、事業者は、氏名だけからどうやって所有者を探し出すのか。

担当課 氏名以外に、個人の財産を想定し得る情報として、樹種、林齢、材積なども併せて提供することとしている。これら森林簿等情報を基に、机上である程度、経営計画をどう立てるかということを考えることができ、次の段階で現地調査や所有者を探すことになるものと思われる。

そこから先の具体的な情報については、事業者が自ら集めることになる。

小笠原委員 「所有者を特定するため」ということであれば、氏名の提供は必要だと思うが、「計画を立てるため」だけであれば、その場所の所有者は誰かという情報が本当に必要なのかどうか疑問である。

担当課 森林経営計画については、一定規模の面積に対して認定するというものなので、その中に、どれだけの数の所有者がいるのかという情報は計画を立てる上で非常に重要である。また、具体的に計画を立てる段階では各所有者から経営について委任を受ける必要があるため、それぞれの所有者と直接交渉等行うこととなる。

しかし、現在、林業事業者は、そういった森林簿等情報は持ち合わせておらず、地元の精通者に聞いたりして、地道に所有者を探すしかないという状況である。したがって、森林経営計画の立案の段階で、森林簿等情報によって基本情報を得ることができるようになることが必要である。

岩倉委員 提供先となる林業事業者の個人情報の適切な管理能力について審査を行うのは、県か。

担当課 県が審査することになる。

岩倉委員 県では、過去に審査した経験があるのか。

担当課 林業事業者に対しての審査は今回がはじめてである。

沼澤委員 具体的にどういった審査をするのか。

担当課 当案件の審査や管理能力の有無以前に、個人情報保護法や県条例は遵守しなければ、それに基づく罰則等の措置を受けることになる。

審査方法については、誓約書を県に提出してもらうことを考えている。

もう1つは、個人情報の保護に関する内部規程を整備し、提出してもらうことを考えている。例えば、会社において、個人情報の管理責任者の設置や、個人情報に記載されたものは鍵のかかる引き出し等にしまう等、個人情報が適切に扱われているかどうかを記載内容から確認する。

沼澤委員 実際に、事業者を訪問したりはしないのか。どういう状況で管理されているかは、実際に見てみないと分からないのではないか。

担当課 提供した際には、その事業者の管理状況により、そういったこともあり得る。

菅井委員 一つの方針として、どういった事業体に、どのレベルの情報セキュリティーを求めるのか、というものが必要だと思う。

これに関しては、36都道府県で既に実施されているということだが、その事例を実際に確認したのか。

担当課 先行して実施している36都道府県が定めている提供要領等を参考にして本県でも要領等を定めたいと考えている。

菅井委員 個人情報はできるだけ持たない方がいいが、そうでなければ、業者の認定基準等をもう少しきちんと整理すべきなのではないかと思う。

ちなみに、農林水産省から様々な個人情報保護に関するガイドライン等が出ており、その中で、「委託先の管理」という項目があるので、それを一つの参考

にするのがいいのではないかと思う。

それから、当然、他の都道府県のもの参考にする必要もあると思う。

さらに、農林水産分野における認定個人情報保護団体という制度があり、農林水産省からある程度の管理能力があるものとして認められた団体が登録されているわけだが、そういったところに登録することを一つの要件とする等、基準に加えてもいいのではないかと思う。

担当課 検討する。

倉岡会長 まとめると、本件に関して、個人情報の提供を例外的に認めるということには賛成だが、提供先の審査等について慎重に行うべきであるという意見である。県においては、他県の事例を参考にしながら、先ほど委員からあった意見を踏まえて、慎重に検討していただきたい。

次に、「その他」について、事務局から何かあるか。

事務局

（次回開催予定の個人情報保護運営審議会で、特定個人情報保護評価に関する全項目評価に係る第三者点検について審議いただくよう協力を求めるため、配布資料に沿って、「『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』の概要」、「番号法に基づく特定個人情報保護評価制度（全項目評価の点検様式を含む）の概要」について、新制度の趣旨・目的、第三者点検と審議会の関係、審議会での審査の観点及び進め方（案）等を説明した。）

倉岡会長 以上で本日の協議を終了する。

【終了】 午後3時